

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427

大田守孝の書
の跡より
卷言集

極秋

分信局長
アムカ局
参事官
米北一

在沖米企業問題
(アメリカ局 参事官発言案)

45. 9. 16
米北一

スナイダー公使の今月末訪沖の BAG
と会議を行なうにつき 何らかの本件の

に関し 在沖米実業人を安心させるようなゼス
チアを当方に求め越していたので 通産当局

とも非公式に協議した結果、同省もさる8月20
日 在沖間瀬参事官が ヴァン・ス左アリソジェン

沖縄米商業会議所理事に述べた如きことを中心
に米側に然るべく伝えることに同意したところ、

来る18日の会議において 大河原参事官より概ね
下記の如く「ス」公使に対し 発言することと
したい。

記

1. 日本政府は基本的には、屢次明らかにして
いる如く、昨年11月21日現在 合法的に活動

中の在沖米企業が復帰後も存続しうるよう
FAVOURABLY DISPOSED^(本気持)であるといえる。

その具体的方法を探求するためには、先ず日本
の法令との^{及み政策}関連如何をみきわめることが大切

である。 ~~この面からの解決策探求を続ける~~
~~ことが最も実質的と思ふ~~

2. 在沖米企業、特に中小企業(注)について
は、その数も多く業種も多岐多端に亘っている

ので、個々の企業の実態に関する具体的情報をうることは、日本政府にとって好意的検討を

^{（注）}（有利な見方）

加える^{（注）}不可欠である。このため先般クエスチョネアが発表され、その回答は漸次到着し

つつあるが、もう少しスピードアップ^{（注）}が必要と思う。

（注）大企業は通産省とすでにバイララルに協議していると聞いているが、この面からの解決

策探求を続けることが最も実質的^{（注）}と思う。

3. 今まで接点の分をべつ見した関係当局

の感触としては、復帰後^{（注）}日本の法令による認可の取得^{（注）}非常に困る問題は今のところまだ見当

り^{（注）}ない由である。しかしもとより全部揃えて

からでない^{（注）}と、確定的なことを云える立場になく

このことは、米国各企業^{（注）}の取扱いの公平を期する
という意味^{（注）}でも当然理解される~~こと~~であらう。

4. クエスチョネア^{（注）}が全部揃った上で、^{（注）}関係日本法令との関連における諸措置（政府としては、~~（注）~~

~~（注）~~煩雑性をミニマイズ^{（注）}するものに止めうることを希望している）の検討と、右に資するためいくつか

の企業に関しさらに詳細な情報^{（注）}提供^{（注）}を求めざることを段階に入り、このため若干の期間（注）

が必要であると見通される。よってBAGに対しこの時期を早めるためにも、クエスチョネアの提出をスピード

アップするよう、よく周知徹底されたい。
（注）質問あれば私見として「全部揃ってから2、3

か月位かと思う」旨回答する。

極秘

秘書局長

法規課長
参事官
事務課長

東郷下川局長 社外 公使合談要旨

昭 45. 9. 21

糸 糸 指

9月21日、東洋合談要旨口頭

報告に於て下記のとおり。詳細

米北一以別途起案。

記

1 在沖米系企業:

今日米社外一公使訪沖の際、

同地 Business Advisory Grouping 銀法

以上、東洋合談の、日米政府の考案

同公使社) (米北一以) 右說明内容に

方之説明 米北一以 (大河原参事官判

法方は、米北一以企業の異念軽減に役立ち、日米の米北一以

別係、口頭にて伝へらる。米大使館の(米北一以)の

2 在沖米系三人(米国人を除く)の取扱に

のり:

米北一以三人の交渉、米北一以は、Prep.

Com. 米北一以調査に実施、米北一以、米北一以、

返還後、取捨に米北一以に検討す

に付す。

3. 尖閣列島問題:

9月17日頃在台北米大使館

國際社(尖閣列島問題)の土

台湾漁船領海侵犯の presentation

の行の、從來尖閣問題の

此種申入の行の、際、同府側

如きの態度、今回は、冷淡、
(米大使、同府に接觸しての説明)
の、refid の、

4. 韓国沖の沖繩の海洋訓練:

本件訓練は、昨20日(日)に開始

の、当初、毎週、3機編隊、用

^{2/18} 9週間後(2)予定、その期間

は短縮される、^{右要旨}詳細は

の、判、

5. 在沖 B-52:

最近在沖 B-52、押入減少、

現在は解決中の一押入の減少、

の報道、聞、先方、詳細は

深知、本方、米政府、照会方

考慮中心、從來、沖繩に駐留

の、B-52の押入は常、定期

本方、詳細、空港使用、の、

李軍の行方未詳については、引き続き調査
を怠らぬこと。
6. 在沖米軍基地の整理統合：
中曾根長官と一ノ瀬国防長官との
会談の際に出された本件についての
米側の今後の取組を承知すること。
同取組については、米側から
一番大きな問題は、那覇Bun Yon 周辺に
在り米軍の住宅設備不足をどうするか
と、若し適当な代替設備が
提供されるかどうか、程早以前向

と、承知すること。在沖米軍基地の整理統合
米側の住宅設備不足の調査は、引き続き
米側の取組についての資料を即座に
提供すること。
GA-6 外務省

極 秘
無 期 限
部 内 号

大臣、米大使会談議題(案)

昭和45.11.16

アメリカ局

1. 日米協議委員会(11月19日)議題案

- (1) 「返還時におけるアメリカ合衆国の民政の諸制限の日本国への移行を容易にするための合意」の承認。
- (2) 日本政府の昭和46年度沖縄復帰対策費に関する日本側の説明。
- (3) 「沖縄復帰対策要綱」に関する日本側の説明。
- (4) フリーゾーン。

2. 返還交渉関係

- (1) 米軍施設関係—是非返還を必要とする重要施設(例示として那覇空軍基地—シビリアン空港とする。那覇軍港、マチナト住宅区域、石油施設。ほかにもあり。)
- (2) VOA—総理御意向再説明(なほ米側よりも発言したき由。)

(3) 在沖米系外資企業

- (イ) 中小企業—関係各省にて実態に照らし解決を図るべく鋭意検討中(手続^{的に}は本土法令によるライセンス^の取得が必要)。
- (ロ) 大企業—通産省とのダイアログを維持すること肝要。
- (ハ) 課税の不遡及—復帰前に納税義務履行済みのものは復帰後本土税法で遡及課税することはない。
- (ニ) 外貨送金—本土外資法上の認可をえた企業については問題はないと考えられる。

3. 米側提起案件(訓令待ちの趣)

- (1) 在本土米軍施設区域
- (2) 東南アジア援助
- (3) その他